

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月27日

【会社名】 K & Oエナジーグループ株式会社

【英訳名】 K&O Energy Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梶田 直

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

【電話番号】 03(3241)5511 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部マネージャー 中山 正吾

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

【電話番号】 03(3241)5511 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部マネージャー 中山 正吾

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額 356,036,343円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月27日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、梶田直、西村潤一、加藤宏明、須永信之、吉井正徳、中瀬清、水野彦二郎、森武、棚橋祐治、大槻幸一郎を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、長濱新太郎を選任する。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件

取締役及び監査役の報酬等の額について、取締役は年額200万円以内（うち社外取締役は300万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役は年額60万円以内とする。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定に関する件

取締役（社外取締役を除く。）の報酬として、年額200万円以内の報酬額とは別枠で、年額300万円以内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数(個) | 反対数(個) | 棄権数(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--|---------|--------|--------|------|----------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 228,696 | 803 | | (注)1 | 可決 97.00 |
| 第2号議案 取締役10名選任の件 | | | | | |
| 梶田 直 | 222,499 | 7,000 | | (注)2 | 可決 94.37 |
| 西村 潤一 | 222,470 | 7,029 | | | 可決 94.36 |
| 加藤 宏明 | 222,499 | 7,000 | | | 可決 94.37 |
| 須永 信之 | 222,499 | 7,000 | | | 可決 94.37 |
| 吉井 正徳 | 222,494 | 7,005 | | | 可決 94.37 |
| 中瀬 清 | 222,484 | 7,015 | | | 可決 94.36 |
| 水野 彦二郎 | 222,499 | 7,000 | | | 可決 94.37 |
| 森 武 | 222,499 | 7,000 | | | 可決 94.37 |
| 棚橋 祐治 | 220,072 | 9,427 | | | 可決 93.34 |
| 大槻 幸一郎 | 222,361 | 7,138 | | | 可決 94.31 |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | | | | (注)2 | |
| 長濱 新太郎 | 217,740 | 11,759 | | | 可決 92.35 |
| 第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件 | 229,165 | 334 | | (注)1 | 可決 97.20 |
| 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定に関する件 | 228,521 | 978 | | (注)1 | 可決 96.92 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 無効の議決権の数は含まれておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までに事前行使されたもの、及び当日出席した一部の株主のうち各議案の賛否が確認できたものの集計により、各議案の可決要件が満たされ、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数に本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を加算しておりません。